

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月28日

【会社名】 株式会社ファーストエスコ

【英訳名】 The First Energy Service Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 島崎 知 格

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目10番2号

【電話番号】 03-3538-5980

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 小池 久 士

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目10番2号

【電話番号】 03-3538-5980

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 小池 久 士

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第10回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付))  
その他の者に対する割当 968,000円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に  
際して払込むべき金額の合計額を合算 232,131,200円  
した金額  
注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使  
価額及び調整後の行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮  
定した場合の金額であります。但し、行使価額が修正された場合、  
新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加しま  
す。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際  
して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株  
予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得  
した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して  
払込むべき金額の合計額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年2月26日付けで提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、当社の発行済普通株式の総数の変更に伴う訂正事項がありますのでこれを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

「表紙」

「届出の対象とした募集金額」

第一部「証券情報」

第1「募集要項」

1「新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付））」

（2）「新株予約権の内容等」

2「新規発行による手取金の使途」

（1）新規発行による手取金の額

第3「第三者割当の場合の特記事項」

3「発行条件に関する事項」

第三部「追完情報」

2「事業等のリスクについて」

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

### 【表紙】

#### 【届出の対象とした募集金額】

（訂正前）

（第10回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付））

その他の者に対する割当 968,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 235,928,000円

注）新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加します。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

（訂正後）

（第10回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付））

その他の者に対する割当 968,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額 232,131,200円

注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額及び調整後の行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加します。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付))】

#### (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は、あらかじめ22,000株に確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定義する。)が修正されても、本新株予約権の目的である株式の総数は変化しません。なお、本新株予約権の行使価額は、当初行使価額を下限とし、当初行使価額の2倍を上限とした行使価額修正条項を付しております。このため発行後株価が上昇した場合、行使価額は上方に修正されるため、資金調達額は増加します。</li> <li>2. 修正の基準：東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の日通し出来高加重平均取引価格の90% 修正の頻度：1週間に1回</li> <li>3. 割当株式数の上限：22,000株(発行済株式総数の24.71%) 資金調達額の下限：235,928,000円(本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額です。但し、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該資金調達額は減少します。)</li> <li>4. 平成22年7月15日以降本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が認め、これを決議した場合は、本新株予約権の発行価格と同額の金銭を割当予定先に払い戻すことにより、当社は割当予定先の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ファーストエスコ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は単元株制度を導入していない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、5株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として、22,000株とする。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</li> </ol>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初10,680円（本新株予約権の発行決議日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%、以下「当初行使価額」という。）とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 平成22年3月16日以降、行使価額は、毎週月曜日（但し、月曜日が取引日でない場合又は月曜日に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の日通し出来高加重平均取引価格（以下「日通しVWAP値」という。）が公表されない場合には、日通しVWAP値のある翌取引日とする。以下「決定日」という。）の日通しVWAP値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「基準価格」という。）に、決定日の翌日以降修正される。但し、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額に相当する金額（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の200%に相当する金額（以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。なお、下記第4項の行使価額の調整が行われる場合、行使価額の調整に伴い、下限行使価額及び上限行使価額も同様に調整される。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>234,960,000円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。但し、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加する。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少する。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>

(注) 3.(a) 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

<中略>

本新株予約権の発行により資金の調達をすることが当社の株主にとって有利又は不利である点

本新株予約権の行使価額は、当初行使価額10,680円（発行決議日の前取引営業日の終値の100%）以上、21,360円以下の価格帯でのみ日通しVWAP値の90%に修正されます。従いまして、株価上昇局面では資金調達額が大きくなるというメリットがあります。他方、行使価額が当初の行使価額よりも低く修正されることはありません。以上のような設計により、株価の上昇にあわせたファイナンスが可能となり、既存株主様の利益を損ねないように資金調達を行うことができます。また、本新株予約権に関しまして、当社が取得日の14営業日前に通知することにより、発行価額と同額で本新株予約権を取得することが可能となっております。これにより当社株価が当初行使価額を上回る局面では、発行後において割当予定先の積極的な本新株予約権の行使を促すことができます。一方、当社株価が行使価額上限もしくは下限を超えて推移し、本新株予約権の行使価額が市場実勢価格から大幅に乖離するような場合も、本新株予約権を買い戻すことができます。このように、当社が本新株予約権を買い戻すことが適切と判断した場合には、機動的に実施することが可能となっております。また、本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当予定先から反社会的勢力または経営に重大な影響を及ぼす恐れのある第三者への譲渡はもちろんのこと、取締役会の承認決議なしにはいかなる第三者にも譲渡されません。これらにより、当該資金調達の方法は当社の資金調達ニーズを満たしつつ既存株主への影響を最大限配慮したものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

しかしながら、( ) 上記 「現在及び将来における発行済株式総数の増加が株主に及ぼす影響」で記載の通り、当社株式の1株あたりの株式価値が最大24.71%希薄化する可能性があること、( ) 割当予定先が本新株予約権を行使しない場合には、行使に際して払い込まれる金額につき資金調達ができないこと、( ) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式が割当予定先により市場で売却される場合には株価下落要因となるというデメリットがございます。

<後略>

(訂正後)

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は、あらかじめ22,000株に確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定義する。)が修正されても、本新株予約権の目的である株式の総数は変化しません。なお、本新株予約権の行使価額は、当初行使価額の調整後の行使価額を下限とし、当初行使価額の調整後の行使価額の2倍を上限とした行使価額修正条項を付しております。このため発行後株価が上昇した場合、行使価額は上方に修正されるため、資金調達額は増加します。</li> <li>2. 修正の基準：東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の日通し出来高加重平均取引価格の90% 修正の頻度：1週間に1回</li> <li>3. 割当株式数の上限：22,000株(発行済株式総数の24.71%) 資金調達額の下限：232,131,200円(本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額です。但し、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該資金調達額は減少します。)</li> <li>4. 平成22年7月15日以降本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が認め、これを決議した場合は、本新株予約権の発行価格と同額の金銭を割当予定先に払い戻すことにより、当社は割当予定先の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>株式会社ファーストエスコ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は単元株制度を導入していない。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、5株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として、22,000株とする。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。   <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math> </li> <li>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</li> </ol>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初10,680円（本新株予約権の発行決議日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%、以下「当初行使価額」という。）とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 平成22年3月16日以降、行使価額は、毎週月曜日（但し、月曜日が取引日でない場合又は月曜日に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の日通し出来高加重平均取引価格（以下「日通しVWAP値」という。）が公表されない場合には、日通しVWAP値のある翌取引日とする。以下「決定日」という。）の日通しVWAP値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「基準価格」という。）に、決定日の翌日以降修正される。但し、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の調整後の行使価額に相当する金額（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の調整後の行使価額の200%に相当する金額（以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。なお、下記第4項の行使価額の調整が行われる場合、行使価額の調整に伴い、下限行使価額及び上限行使価額も同様に調整される。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>231,163,200円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。但し、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加する。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少する。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>

(注) 3. (a) 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

<中略>

本新株予約権の発行により資金の調達をすることが当社の株主にとって有利又は不利である点

本新株予約権の行使価額は、当初行使価額の調整後の行使価額10,499.20円以上、20,998.50円以下の価格帯でのみ日通しVWAP値の90%に修正されます。従いまして、株価上昇局面では資金調達額が大きくなるというメリットがあります。他方、行使価額が当初の行使価額の調整後の行使価額よりも低く修正されることはありません。以上のような設計により、株価の上昇にあわせたファイナンスが可能となり、既存株主様の利益を損ねないように資金調達を行うことができることとなります。また、本新株予約権に関しまして、当社が取得日の14営業日前に通知することにより、発行価額と同額で本新株予約権を取得することが可能となっております。これにより当社株価が当初行使価額の調整後の行使価額を上回る局面では、発行後において割当予定先の積極的な本新株予約権の行使を促すことができます。一方、当社株価が行使価額上限もしくは下限を超えて推移し、本新株予約権の行使価額が市場実勢価格から大幅に乖離するような場合も、本新株予約権を買い戻すことができます。このように、当社が本新株予約権を買い戻すことが適切と判断した場合には、機動的に実施することが可能となっております。また、本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当予定先から反社会的勢力または経営に重大な影響を及ぼす恐れのある第三者への譲渡はもちろんのこと、取締役会の承認決議なしにはいかなる第三者にも譲渡されません。これらにより、当該資金調達の方法は当社の資金調達ニーズを満たしつつ既存株主への影響を最大限配慮したものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

しかしながら、( ) 上記 「現在及び将来における発行済株式総数の増加が株主に及ぼす影響」で記載の通り、当社株式の1株あたりの株式価値が最大24.71%希薄化する可能性があること、( ) 割当予定先が本新株予約権を行使しない場合には、行使に際して払い込まれる金額につき資金調達ができないこと、( ) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式が割当予定先により市場で売却される場合には株価下落要因となるというデメリットがございます。

<後略>

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
235,928,000	5,000,000	230,928,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（968,000円）に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額（234,960,000円）を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、行使価額が修正された場

合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加します。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

<後略>

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
232,131,200	5,000,000	227,131,200

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(968,000円)に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(231,163,200円)を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、行使価額の調整後の行使価額が修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加します。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

<後略>

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3【発行条件に関する事項】

(訂正前)

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本新株予約権の総額買取契約に定められた諸条件及び当社の過去2年間の株価、配当率、当社普通株式の価格変動性(ボラティリティ)、平均売買出来高等を前提として、本新株予約権の発行価額について第三者評価機関に算定を依頼いたしました。当該評価機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション法を用いて、今後の当社株式の価格および出来高の動向、割当先の権利行使の進捗および株式売却の影響などを、当社および割当先と協議して決定した一定の想定の下に、多数の発生しうる事象に発生確率を掛け合わせて総合的に評価した結果、本新株予約権のオプション価値を871,200円(1株当たり39.6円)と評価いたしました。当社は、当該評価書の算定結果を参考とし、割当予定先である三田証券株式会社と十分な協議を経たうえで、本新株予約権の払込金額の総額を金968,000円(1株当たり44.0円)と決定いたしました。この発行価額については、第三者評価機関の評価額と比較して、公正かつ妥当な価額であり、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、行使価額は、当初発行決議日の前取引営業日の終値であり、その後毎週月曜日(但し、月曜日が取引日でない場合又は月曜日に日通しVWAP値が公表されない場合には、日通しVWAP値のある翌取引日とする。)の日通しVWAP値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に、決定日の翌日以降修正されます。但し、かかる算出の結果、当初の行使価額10,680円を下回る場合の修正後行使価額は当初行使価額10,680円(下限行使価額)とし、21,360円を上回る場合は21,360円(上限行使価額)とします。この修正後の行使価格は、市場での取引執行に伴う価格変動リスク、当社株式の出来高に表される市場性などを考慮すると、特に割当予定先に有利な条件には該当せず、適正かつ妥当であると判断しております。

上記の通り、本新株予約権の払込金額は第三者評価機関から受領した評価書における算定結果を参考に決定しており、また、弁護士事務所(東京青山・青木・狛法律事務所)から、第三者評価機関の算定結果が公正である等の一定の前提条件、留保又は限定の下、「本新株予約権の発行条件は、会社法第238条第3項第2号に定める特に有利な金額に該当するか否かについては、本新株予約権の発行条件が現在妥当しうる解釈に照らし、法令に明確に抵触しない」旨の法律意見書を取得しております。

これらの結果、監査役3名全員から、この払込金額は適正かつ妥当であり、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。

(訂正後)

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本新株予約権の総額買取契約に定められた諸条件及び当社の過去2年間の株価、配当率、当社普通株式の価格変動性(ボラティリティ)、平均売買出来高等を前提として、本新株予約権の発行価額について第三者評価機関に算定を依頼いたしました。当該評価機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション法を用いて、今後の当社株式の価格および出来高の動向、割当先の権利行使の進捗および株式売却の影響などを、当社および割当先と協議して決定した一定の想定の下に、多数の発生しうる事象に発生確率を掛け合わせて総合的に評価した結果、本新株予約権のオプション価値を871,200円(1株当たり39.6円)と評価いたしました。当社は、当該評価書の算定結果を参考とし、割当予定先である三田証券株式会社と十分な協議を経たうえで、本新株予約権の払込金額の総額を金968,000円(1株当たり44.0円)と決定いたしました。この発行価額については、第三者評価機関の評価額と比較して、公正かつ妥当な価額であり、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、行使価額は、当初発行決議日の前取引営業日の終値であり、その後毎週月曜日(但し、月曜日が取引日でない場合又は月曜日に日通しVWAP値が公表されない場合には、日通しVWAP値のある翌取引日とする。)の日通しVWAP値の90%に相当す

る金額の1円未満の端数を切り上げた金額に、決定日の翌日以降修正されます。但し、かかる算出の結果、当初の行使価額の調整後の行使価額10,499.20円を下回る場合の修正後行使価額は当初行使価額の調整後の行使価額10,499.20円(下限行使価額)とし、20,998.50円を上回る場合は20,998.50円(上限行使価額)とします。この修正後の行使価格は、市場での取引執行に伴う価格変動リスク、当社株式の出来高に表される市場性などを考慮すると、特に割当予定先に有利な条件には該当せず、適正かつ妥当であると判断しております。

上記の通り、本新株予約権の払込金額は第三者評価機関から受領した評価書における算定結果を参考に決定しており、また、弁護士事務所(東京青山・青木・狛法律事務所)から、第三者評価機関の算定結果が公正である等の一定の前提条件、留保又は限定の下、「本新株予約権の発行条件は、会社法第238条第3項第2号に定める特に有利な金額に該当するか否かについては、本新株予約権の発行条件が現在妥当しうる解釈に照らし、法令に明確に抵触しない」旨の法律意見書を取得しております。

これらの結果、監査役3名全員から、この払込金額は適正かつ妥当であり、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。

### 第三部【追完情報】

#### 2 事業等のリスクについて

##### (9) 資金調達リスクについて

(訂正前)

第10回新株予約権の全ての権利行使により、総額235,928,000円の資金調達が可能となります。しかしながら、何らかの理由により割当予定先である三田証券株式会社からの払込みが実行されない場合、当社の運営に影響を与える可能性があります。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

(訂正後)

第10回新株予約権の全ての権利行使により、総額232,131,200円の資金調達が可能となります。しかしながら、何らかの理由により割当予定先である三田証券株式会社からの払込みが実行されない場合、当社の運営に影響を与える可能性があります。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。